

第3-（5）金銭債権について差押えが競合した場合の供託（債権が給料債権である場合・一般債権に基づく差押えの競合）

供託ねっと

供託かんたん申請

- 証明書請求
- 供託申請
- 処理状況照会
- パスワード更新
- 申請者情報変更
- 申請者情報抹消
- ヘルプ
- ダウンロード
(ソフトウェア)
(操作手引書)
- ご利用環境
- FAQ
お問い合わせ
- ログアウト



Step 1-1

申請情報の入力

[手続についてを表示](#)

供託書（金銭供託）給与債権執行

供託所の表示		〇〇法務局		供託所選択			
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲県乙市内町一丁目1番1号					
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社		会社法人等番号（供託者） 1234 - 56 - 789012 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。			
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	☐ 入力なし ☒ 代表者 ☐ 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎		会社法人等番号（代理人） ※登記された法人の場合は入力をお願いします。			
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地						
	氏名又は法人名						
法令条項		民事執行法第156条第2項					
供託の 原因たる事実		供託者は、従業員である甲県乙市内町二丁目2番2号 乙野次郎 に対し令和2年4月分の給与（支給日令和2年4月25日、支給場所供託者本店）金250,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額50,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。					
記							
事件の表示		債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
〇〇 裁判所 〇〇 支部 令和2 年 (ル) 第111 号		甲県乙市内町三丁目3番3号 丙川三郎	乙野次郎	供託者	金100万 円	金100万 円	令和2 年 4 月 14 日
〇〇 裁判所 〇〇 支部 令和2 年 (ル) 第400 号		甲県乙市内町四丁目4番4号 丁田四郎	乙野次郎	供託者	金100万 円	金100万 円	令和2 年 4 月 21 日

	<table><tr><td><table><tr><td></td><td>裁判所</td></tr><tr><td></td><td>支部</td></tr><tr><td>▼</td><td>年</td></tr><tr><td>()</td><td></td></tr><tr><td>第</td><td>号</td></tr></table></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>▼</td><td>年</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>▼</td><td>月</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>▼</td><td>日</td></tr></table>	<table><tr><td></td><td>裁判所</td></tr><tr><td></td><td>支部</td></tr><tr><td>▼</td><td>年</td></tr><tr><td>()</td><td></td></tr><tr><td>第</td><td>号</td></tr></table>		裁判所		支部	▼	年	()		第	号							▼	年									▼	月									▼	日
<table><tr><td></td><td>裁判所</td></tr><tr><td></td><td>支部</td></tr><tr><td>▼</td><td>年</td></tr><tr><td>()</td><td></td></tr><tr><td>第</td><td>号</td></tr></table>		裁判所		支部	▼	年	()		第	号							▼	年																						
	裁判所																																							
	支部																																							
▼	年																																							
()																																								
第	号																																							
								▼	月																															
								▼	日																															
供託金額	50000 円																																							
☐ 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権																																								
☐ 反対給付の 内容																																								
☐ 送付する添付書面あり																																								
☐ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。																																								
☐ 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。																																								
☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ☒ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。																																								
会社法人等 番号 複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 [入力方法] 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1 番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。																																							
備考																																								
☐ 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)																																							

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ

戻る（供託申請メニュー）